

許可番号 第00521130527号

COPY禁止 産業廃棄物処分業許可証

住所 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部60番地1

氏名 エコシステム小坂株式会社

代表取締役 伊藤 亮嗣

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 鈴木 健太



許可の年月日 令和7年7月29日

許可の有効年月日 令和12年9月30日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

ア 焼却施設による中間処理

イ 破碎施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 (「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する)

ア 焼却に係るもの

(ア) 燃え殻、(イ) 汚泥、

(ウ) 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。)、(エ) 紙くず、(オ) 木くず、

(カ) 繊維くず、(キ) 動植物性残渣、(ク) ゴムくず、

(ケ) 金属くず (自動車等破砕物を含む。)、

(コ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物を含む。)、

(サ) 鉱さい、(シ) がれき類、(ス) ばいじん

以上13品目 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず

以上2品目 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字杉沢地内 他

(施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり)

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年10月1日 新規許可

平成23年10月1日 更新許可

平成28年10月1日 更新許可 (優良認定)

令和5年10月25日 更新許可 (優良認定)

令和7年7月29日 変更許可 (5品目の追加)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
廃プラスチック類の焼却施設 (燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、 紙くず、木くず、繊維くず、動植物 性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラ スくず・コンクリートくず及び陶磁 器くず、鉱さい、がれき類、ばいじ ん) (平成14年4月5日 設置) (令和7年6月16日 許可) (許可番号 環備-281)	355.2t/日	2	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字杉沢 地内
廃プラスチック類の破碎施設 (廃プラスチック類、金属くず) (平成22年3月9日 許可) (許可番号 館福環-4771)	7.68t/日	1	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字杉沢 96番26、33、35

COPY禁止